ホームページを作成した際の経費の一部を補助します！

ホームページ作成補助

自社のホームページを開設していない、または、既存のホームページを大幅にリニューアルしたい事業者で、販路開拓、経営基盤強化等を目的とし、自社または自社商品をＰＲするためのＨＰ作成をした経費の一部を補助します。

★補助対象者★

以下の条件の全てを満たす方

1. 区内に本社を有する中小企業者
2. 納付すべき各種税金(法人都民税･個人住民税)を滞納していない方
3. ホームページ作成補助金の交付を過去に受けていない方

★募集期間　令和７年４月１日から令和８年２月２７日まで

★補助対象事業

販路開拓や事業連携等を目的とするＨＰの作成委託費

ただし、パソコン用ページに加えスマートフォンにも対応していること。

★対象経費★

令和７年４月１日から令和８年３月３１日までに制作され、令和８年３月３１日までにＨＰ制作事業者へ支払う作成委託費

※　ソフト購入･書籍購入費等自主制作に係るものは対象外です。

★補助内容★

○　補助率　制作委託費の２分の１(千円未満端数切り捨て)

○　限度額　２０万円

※　国等他の機関からホームページの制作経費に対する補助金を受ける場合、当該補助金額を差し引いた後の額を本補助事業での補助対象経費とします。

お問い合わせ　くわしくは下記まで、お問い合わせください。

荒川区　産業経済部
経営支援課　産業活性化係
〒116-8501　荒川区荒川2-2-3
電　話:03-3802-4683(直通)
FAX　:03-3803-2333